

障害者手帳をお持ちの方へ

障害者手帳をお持ちの方は次のようなとき手続きが必要となります。

- ・転居や氏名変更
- ・他市町村から大山町に転入
- ・大山町から他市町村へ転出（転出先の市町村障がい福祉担当窓口にご相談下さい）
- ・手帳の紛失や破損
- ・手帳所持者の死亡
- ・身体障害者手帳取得から10年経過したとき

各種助成制度を受けるとき

【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分（保険適用分）の2分の1相当額を助成。（食事療養費・室料などは対象外）

◆対象者

次の項目にすべて該当する方

- ①身体障害者手帳（3級～6級）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級～3級）のいずれかをお持ちの方
- ②15歳（中学校在学中を除く）から69歳（後期高齢者医療対象者を除く）の方
- ③所得税非課税の方

◆手続きに必要なもの

領収書（保険点数のわかるもの。レシートは不可）・印鑑・保険証・障害者手帳

※身体障害者手帳をお持ちの方は、顔写真が古くなると本人確認が困難となるため、10年に1度再交付の手続きが必要です。手続きには、印鑑・お持ちの身体障害者手帳・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚が必要です。

【障害者通所・通院費助成】

次の項目に該当する場合、通所・通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（公的扶助の受給者は除く）

・在宅の障がい者が就労移行支援・就労継続支援を行う事業所などに通所する場合。

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。

※町内の事業所・医療機関は、公共交通機関を利用した場合のみ対象となります。また、通所・通院に送迎サービス等を利用している場合や、通所に係る手当等を受けている場合は対象外です。

◆手続きには、町指定の申請書に医療機関・事業所の証明が必要です。

【人工透析患者通院費助成】

腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（所得税非課税の方が対象。公的扶助の受給者は除く）

※通院に送迎サービス等を利用している場合は対象外です。

◆手続きには、町指定の申請書に医療機関の証明が必要です。

- ◆手続き・問い合わせ先 福祉介護課 ☎0859-54-5207
中山支所地籍調査課総合窓口室 ☎0858-58-6111
大山支所建設課総合窓口室 ☎0859-53-3311

『大山町障がい者プラン』を策定しました

このプランは、本町の障がいのある人の施策に関する基本的な方向性を示す「大山町障害者計画（計画期間：平成27年度～平成35年度）」と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなどの確保に関する「第4期大山町障害福祉計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）」を一体的に策定したもので

です。このプランをもとに障がいのある人もない人も、共に住み慣れた地域の中で、安心して暮らすことができるよう関係機関と連携して、取り組みを行なっていきます。

◆問い合わせ先

福祉介護課 ☎0859-54-5207